成年年齢が引き下げに

18歳から、大人です。

明治時代から約140年間、日本では成年年齢は20歳と定められていました。今回、民法が改正されたことで、4月1日から成年年齢が18歳になりました。成年年齢が引き下げられるとどうなるのか。変わること、変わらないことをまとめました。

問 総務課 TEL26―2111（内線327）

どうして年齢を引き下げたの？

近年、若者にも国政の重要な判断に参加してもらうため、18歳から選挙に参加できるようになりました。

こうした中で、私たちの生活の基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がされ、成年年齢が引き下げられることになりました。

世界的にも成年年齢を18歳とすることが主流となっています。

成年になるタイミングは？

4月1日以降、18歳の誕生日を迎えると成年になりますが、すでに18歳、19歳の方は、4月1日で成年となります。

成年になるタイミングは、以下の表の通りです。

成年になるタイミング

生年月日	成年になる日	成年になる年齢
～平成14年4月1日	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日～平成15年4月1日	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日～平成16年4月1日	令和4年4月1日	18歳
平成16年4月2日～	18歳の誕生日	18歳

何が変わるの？

民法が定めている成年年齢には、二つの意味があります。

① 一人で契約ができる

親の同意がなくても、自分で契約ができるようになります。

例えば、携帯電話を契約する、クレジットカードを作るなども、自分の意思でできます。

② 父母の親権に服さなくなる

未成年は親に親権があります。親権とは、子どもの身の回りの世話をする、教育やしつけをする、住む場所を決める、財産を管理するといった義務と権利のことです。

成年になると、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども、自分の意思で決めることができるようになります。

大人として社会参加を

成年年齢の引き下げは、18歳から大人として社会に参加し、自身の未来の可能性を広げてほしいという願いとエールが込められています。今後、さまざまな分野で、若者の活躍が期待されています。

政府広報オンライン

契約はよく考えてから

自分で契約を結ぶかどうかを決めるということは、その契約に対して責任を負うのも自分自身です。

契約を結ぶときは、契約の必要性や契約内容をよく確認しましょう。

買い物をするときは、本当に支払いができるのか、自分の収入に見合ったものなのか考えてから買いましょう。

気を付けて

若者が巻き込まれやすいトラブルの例

定期購入（サブスク）	消費者金融（サラ金）
1回だけ注文のつもりが定期購入だった、初回限定500円だと思っていたら毎月支払いが必要だったなど。	自分の返済能力以上の借金をしてしまう、軽い気持ちで高金利の借金をしてしまうなどで返せなくなる。
マルチ商法	**キャッチセールス**
会員になって商品を販売、購入し、友人を紹介するだけで高額な収入がもらえる、などと勧誘される。	アンケートや無料体験などと声を掛けられ、高額な商品の購入やサービスの契約を迫られる。

国民生活センターウェブサイト

18歳になるとできること（例）

☑ 親の同意なしの契約
- 携帯電話を契約する
- 一人暮らしのアパートを借りる
- ローンを組んで車などを買う
- クレジットカードを作る
- 生命保険に加入する　など

☑ 10年有効のパスポートの取得

☑ 医師、薬剤師、公認会計士などの国家資格の取得

☑ 性同一性障がいの人の性別の取り扱い変更請求

☑ 結婚

女性が結婚できる最低年齢が、16歳から18歳に変わりました。結婚できるのは、男女ともに18歳以上です。

※4月1日までに16歳となる女性は、18歳未満でも親の同意を得て結婚することができます

今まで通り、普通自動車免許の取得、選挙の投票や選挙運動、国民投票・国民審査の投票などは、18歳からです。

20歳にならないとできないこと（例）

☑ 飲酒

☑ 喫煙

☑ 大型・中型自動車運転免許証の取得

☑ 競馬・競輪、オートレース、競艇の投票券の購入

※健康面への影響や非行防止、青少年保護などのため飲酒や喫煙、公営ギャンブルは20歳のままです

今まで通り、国民年金の加入義務が生じるのは、20歳からです。

成人式は20歳が対象

成人式の時期は法律による決まりはありません。市では、これまで通り20歳の方を対象に式典を開催します。

ただし「成人式」という名称は変更する予定です。式典名や日時などの詳細は、秋以降に本紙などでお知らせします。

問 生涯学習課 TEL26-2111（内線476）

取り消しできません

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、民法の「未成年者取消権」で、その契約を取り消すことができます。しかし、18歳以上には未成年者取消権が使えません。

契約は、いったん結ぶと、特別な理由がない限り取り消すことができません。社会経験が浅く、契約の知識や経験が不十分で、親の保護がなくなったばかりの18歳、19歳を狙う悪質な業者もいるため、注意が必要です。

もしトラブルになったら

「何かおかしい」「だまされたかも」など、消費者トラブルで困ったときはすぐに相談ください。

市消費生活相談窓口（商工課内）
26-2131
月・火・木・金曜日 午前8時半から午後5時

消費者ホットライン
局番なし188
※最寄りの相談窓口につながります